# 香芝市報道資料

令和６年　８月２３日

報道関係者各位

香芝市企画部秘書広報課

## 市職員の懲戒処分等について

### １　内容

次のとおり、本日（令和６年８月２３日）付けで懲戒処分等を発令しました。

| | 所属及び補職等 | 年齢 | 処分等内容 | 処分理由の概要 |
|---|---|---|---|---|
| １ | 農林課主任 | ３０代 | 停職１月 | 農林課で所管する混交林誘導整備事業の実施のため、関係する土地所有者から「混交林誘導整備事業の実施に関する協定書」への署名捺印を徴求する事務を担当していたところ、令和６年４月１５日頃までに関係する土地所有者全９人分の印章を偽造し、同印章を使用して同協定書の土地所有者欄に捺印し、土地所有者全９人分の署名を偽造し、同日、同協定書を関係機関に送付した。 |
| ２ | 農林課主幹 | ４０代 | 戒告 | 上記１の被処分者の行為に関し、同年５月１４日、事務机の引き出しから同協定書を発見したが、自身の業務が輻輳していたことにより同協定書を引き出しに戻し、その上司である課長以上の役職者への報告をしなかった。<br>また、同月１８日、上記の被処分者から、同協定書を偽造した上、関係機関に対しても送付した旨の説明を受けたが、同年７月２日までその上司である課長以上の役職者への報告をしなかった。 |
| ３ | 生活安全課長<br>（当時:農林課長） | ５０代 | 戒告 | 上記の１の被処分者の行為に関し、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた。 |
| ４ | 産業振興局長 | ５０代 | 口頭厳重注意 | 上記の１の被処分者の行為に関し、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた。 |
| ５ | 市民環境部長 | ５０代 | 口頭厳重注意 | 上記の１の被処分者の行為に関し、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた。 |

### ２　説明会の実施

本日（令和６年８月２３日）１４時００分から香芝市役所３階第１会議室において、本件に関する説明会を行います。

### ３　三橋市長コメント

市長に就任した令和６年６月以前に発生していた事案であるとはいえ、本市において不適正な行政事務が行われていたことは遺憾である。全庁的に行政事務水準の向上に努めていく。

以　上

香芝市
Kashiba City

【問合せ先】
香芝市企画部人事課
担　当：西城
所在地：〒639-0292
奈良県香芝市本町１３９７番地
電　話：0745-76-2001（代表）